



「九州ウェブサイト大賞2010」 むなかた電子博物館が 教育部門で優秀賞



市民ボランティアのみなさん

むなかた電子博物館が、総務省九州総合通信局と社団法人九州テレコム振興センター主催の「九州ウェブサイト大賞2010」で、教育（一般）部門の優秀賞を受賞しました。

同博物館（http://www.d-munahaku.com/）は、宗像の魅力を発信するために開設。市民ボランティアが企画・運営するインターネットサイトです。

遺跡発掘調査の報告書や自然環境調査の報告書をはじめ、宗像で見ることが出来る野鳥を図鑑形式で掲載している「むなかたの野鳥たち」、「北斗の水くみ写真展」など宗像の旬の情報、歴史や文化、自然の情報が満載です。同博物館をぜひ見てください。

*「九州ウェブサイト大賞2010」の詳細は、同通信局ホームページ＝http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ai/prize.htmlを見てください



むなかた電子博物館のトップページ

問い合わせ先

情報政策課情報化推進係 ☎(36)5444



市から

11月は「児童虐待防止推進月間」

推進月間標語は、「見

すごすな幼い子どものSOS」。児童虐待は、暴力だけでなく、衣食住の世話をしなかったり、言葉で心を傷つけたりすることも含まれます。「児童虐待では？」と感じたら連絡を。秘密厳守。

▼家庭児童相談室
☎(36)1302
▼全国共通ダイヤル
☎0570(064)000

▼児童虐待・DV防止講演会
要保護児童対策地域協議会が、市民一人ひとりに児童虐待防止についての理解を深めてもらうた

▼宗像児童相談所
☎(37)3255
▼福祉課児童母子係
☎(36)1151

▼宗像児童相談所
☎(37)3255
▼福祉課児童母子係
☎(36)1151

め開催。入場無料。事前申込不要。
日時 11月26日(金)
午後6時30分開場、同7時～同8時30分実施
会場 市民活動交流館(メイトム宗像)・多目的ホール
演題 「わたしたちができること」
講師 高木里美さん(NPO法人福岡ジェンダー研究所)

▼講師のプロフィール
総合病院医療相談室医療ソーシャルワーカー、県男女共同参画センターあすばる相談員などを経て、現在、NPO法人福岡ジェンダー研究所理事・ソーシャルワーカー、すみれ相談室室長として相談援助を実施。市男女共同参画推進センター「ゆい」の運営委員としても活動中。
●託児 無料(5カ月、就学前)
*11月18日(木)までに男女共同参画推進センター「ゆい」へ電話で申し込む
■問い合わせ先

▼福祉課児童母子係
☎(36)1151
▼男女共同参画推進センター「ゆい」
☎(36)0250

▼母子家庭等日常生活支援事業
市では、技能習得のための通学や疾病などで、一時的に生活援助が必要になった時、家庭生活支援員を派遣して、必要な支援を実施。詳しくは問い合わせを。
●対象 市内在住の母子家庭、父子家庭、寡婦の人
*所得に応じた費用負担、事前登録が必要

▼親子家庭にも児童扶養手当支給
ひとり親家庭に対する自立支援のため、8月から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるようになりました。
ひとり親家庭に対する自立支援のため、8月から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるようになりました。

▼船内禁煙に協力を
市では、受動喫煙の防止や船内の安全を向上させるために、市営渡船の全面禁煙を実施します。

▼母子家庭等日常生活支援事業
市では、技能習得のための通学や疾病などで、一時的に生活援助が必要になった時、家庭生活支援員を派遣して、必要な支援を実施。詳しくは問い合わせを。
●対象 市内在住の母子家庭、父子家庭、寡婦の人
*所得に応じた費用負担、事前登録が必要

▼親子家庭にも児童扶養手当支給
ひとり親家庭に対する自立支援のため、8月から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるようになりました。

▼船内禁煙に協力を
市では、受動喫煙の防止や船内の安全を向上させるために、市営渡船の全面禁煙を実施します。

▼各船舶の点検予定日
▼フェリーおおしま号
同6月上旬
▼フェリーおおしま号
同6月上旬
▼フェリーおおしま号
同6月上旬

国保を知ろう



退職して国保に加入したら 退職者医療制度の届け出を

問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

職場の健康保険の被保険者が定年退職した場合、多くの人が国民健康保険(国保)に加入します。そのため、国保は、職場の健康保険に比べて、医療費が多くかかる年代の加入割合が高くなる傾向があります。

そこで、国保と職場の健康保険との財政状況の格差を緩和する「退職者医療制度」が設けられています。

この制度は、対象者の医療費の7割分や高額療養費など国保が負担する分を、対象者が支払う国保税と退職前の健康保険の負担でまかないます。

正しく届け出をしないと、市の国保が負担する医療費が大きくなり、国保税の引き上げにつながります。
国保の加入者で、退職者医療制度に該当する人は届け出を。

退職者医療制度届け出後の取り扱い
被保険者証の右下に「退本」か「退扶」と表示されますが、国保税の計算や医療機関での窓口負担割合などは変わりません

- 対象
 - ▼退職被保険者本人で、次の①②すべてに該当する人
 - ①国保の被保険者で、65歳未満の人
 - ②厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金受給権者で、これらの年金制度の加入期間が20年以上(または40歳以降の加入期間が10年以上)ある人
 - ▼被扶養者で、次の①④すべてに該当する人
 - ①退職被保険者本人と生活を共にし、その収入で生計を維持している人
 - ②国保の被保険者で、65歳未満の人

- 届出方法
 - ③退職被保険者本人の3親等内の親族
 - ④年収が130万円未満(60歳以上の人か障がい者は180万円未満)の人



【お知らせ】広報紙10月15日号15ページ「カレンダー」の中で、「11月の休日外科当番医」が病院の都合で変更になりました。

【変更後】11月21日(日)宗像水光会総合病院(福津市) ☎(34)31111【変更前】11月21日(日)そえた医院(池田) ☎(36)2331

【お問い合わせ先】健康づくり課 ☎(36)1187